

一般社団法人日本ゴールボール協会
会員等の位置付け及び議決権の権利について

(会員の位置づけ)

1. この法人には、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(社員)

前項の会員のうち、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「一般法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得)

この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

理事会の承認後、一か月以内に会費を納入し会員資格を得る「会費規則参照」。

(正会員の議決権)

入会月により、次のように年度の議決権を有するものとする。

- (1) 協会事業年度は 4 月 1 日～3 月 31 日とする。
- (2) 上記事業年度の 4 月 1 日～12 月 31 日の期間に会員取得を得た者にその年度の正会員としての権利を認め、当該年度内に開催する総会での議決権を有する者とする。

附則 この規則は、平成 27 年 3 月 22 日から施行する

2, 令和 5 年 6 月 11 日 改定

3, 令和 6 年 5 月 1 日 改定